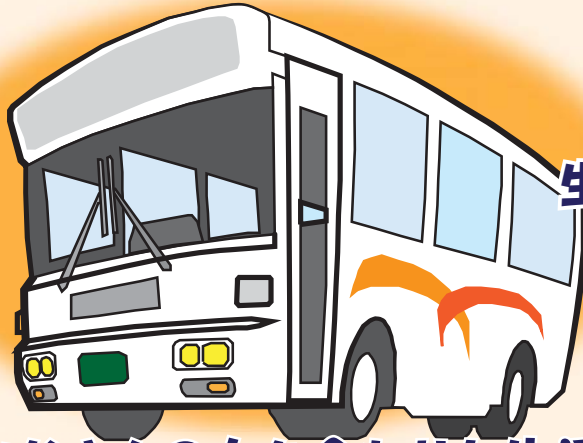




地域に必要な公共交通手段の確保へ 生活交通支援事業



生活交通支援事業とは？

地域のみなさんが主体となり、交通事業者や行政と協力して、地域のニーズに沿った生活交通をつくりあげる為の支援策です。

みなさんの力を合わせた生活交通づくり

地域の交通について協力して取り組む主体

地域

■ 地域が中心です

- ・話し合い
- ・広報活動
- ・積極的な利用 など

福岡市

■ 全般的なサポート

- ・地域の取り組みのお手伝い
- ・費用の一部補助 など



事業者

■ 地域密着

- ・安全な運行
- ・低コストへの工夫 など

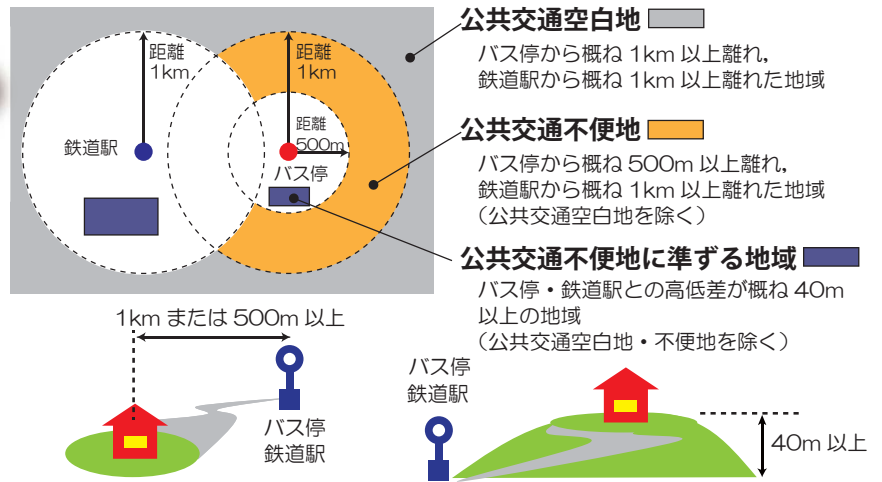
新たな公共交通に向けての取り組み

みなさんの思いから始まります



支援の対象地域

バス停や鉄道駅まで遠い、また坂道が急で不便な地域などを支援します。下に示す3つの地域が対象となる範囲です。



生活交通をつくりあげるまでのながれ

1. 体制づくり

地域で話し合うことから始めます

- ・住民同士の合意形成
- ・協議会の立ち上げ

2. 調査・検討

運行計画をつくります

- ・地域のこまやかな把握
- ・アンケート調査など
- ・交通事業者の選定
- ・バス停位置、運賃 など

3. 試行運行

運行内容の確認をします

- ・利用実態や採算性などの確認
- ・運行内容の見直し

4. 本格運行

積極的に利用して、みなさんで支えます

- ・利用促進の取り組み
- ・定期的な検証、見直し

地域

交通事業者

福岡市



協議会の立ち上げ等のお手伝い

地域住民と協力関係の構築を行います

- ・地域ニーズに合った運行内容の提案

試行運行を実施し事業の評価を行います

- ・採算性の検証

安定した経営を目指します

- ・安全な運行
- ・低コストへの工夫

検討経費の補助

補助金額：年間50万円を限度
補助期間：2年（年度）を限度

試行運行経費の補助

・収支差額の補助
・経費の1/2と300万円のいずれか少ない額を限度
補助期間：6ヶ月を限度

協議会運営の継続的なお手伝い

加えて... 協議調整や専門的なアドバイスを行います

支援の基本的な考え

●地域が中心となった取り組み

本支援事業は地域が主体的に取り組むことを前提としています。より使いやすいダイヤ、運行ルートを作り、みなさんが積極的に利用し、継続的な運行とするためには、地域の主体的な活動が不可欠だからです。

●自立した経営

本格運行後は地域と事業者が利用促進や定期的な検証・見直しに取り組みながら、自主的な運行を行います。本格運行に対して福岡市の財政支援はありません。

●地域、事業者、福岡市が協力し合う

地域と事業者、福岡市が一緒になって地域に根ざした生活交通の確保に努めます。地域は協議会の立ち上げ、ニーズの把握などの合意形成、利用促進に取り組み、交通事業者は安全な運行を第一とし、低コストへの工夫などに取り組みます。福岡市は各段階における協議・調整や専門的なアドバイスを行うとともに、検討経費及び試行運行経費の補助を行います。